

日立市立滑川中学校生徒活動後援会 会則

- 第一条（目的） 本会は滑川中学校の生徒の体育および文化活動の振興を促進することを目的とする。
- 第二条（事務局） 本会の事務局を滑川中学校におく。
- 第三条（会員） 会員は滑川中学校に籍をおく全生徒の保護者と本会の趣旨に賛同する者で構成する。
- 第四条（事業） 本会は第一条の目的達成のため次の事業を行う。
（１） 本校生徒の体育および文化活動振興のための援助
（２） その他必要と認める事業
- 第五条（経費） 本会の経費は、生徒一人当たり年額一口8,000円とし、分割して納入する。尚、不足発生時には臨時に任意で徴収することもできる。
《年間を通して、P T A 会員を問わず、本校生徒活動後援会を支援するための賛助会員を募り、賛助会費を集めることができる。》
- 第六条（役員） 本会に次の役員をおき、任期を一ヶ年以上とし留任は妨げない。
会 長（1名） 会長は本会を代表し会務を統括する。
副会長（2名） 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- 第七条（理事） 理事（若干名）は会長が委嘱し、会の運営にあたる。任期を一ヶ年とし留任は妨げない。
- 第八条（幹事） 幹事（1名）は学校職員をあて会長が委嘱し、庶務会計その他の事務を行う。任期は一ヶ年とし留任は妨げない。
- 第九条（監査） 監査（2名）は父母と先生の会の監査委員が兼任とする。第十條（顧問） 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。
- 第十條（顧問） 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。
- 第十一条（理事会） 理事会は毎年3回（5, 10, 3月）を定例会議として招集する。議題は本会の予算・決算・事業計画・役員を選出および重要事項を審議決定する。
理事会は会長が必要と認めたときは、定例会議以外でも招集することができる。
- 第十二条（会計） 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。決算報告は会員に文書をもって行う。

《付 則》

- （１） 本会は、昭和55年5月17日より施行する。
（２） 本会の会長はP T A 役員の中より選任することも出来る。ただし、この場合兼任を妨げない。
（３） 昭和58年4月1日 一部改正する
（４） 昭和62年4月1日 一部改正する。
（５） 昭和63年4月1日 一部改正する。
（６） 平成8年4月1日 一部改正する。
（７） 平成12年4月16日 一部改正する。
（８） 平成16年4月1日 一部改正する。
（９） 平成27年4月11日 一部改正する。
（10） 平成29年4月15日 一部改正する。
（11） 令和5年4月1日 一部改正する。